

令和6年度

第8回 農業委員会総会会議録

市 川 市 農 業 委 員 会

第8回 市川市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年11月11日（月）午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 出席委員 15人

農業委員	10人	1番	板橋 利行
		2番	石井 宏
		3番	小沢 伊知郎
		4番	朝倉 一江
		5番	太田 裕士
		6番	山野 孝一
		7番	岡崎 博一
		8番	神澤 晶子
		9番	小川 治夫
	会長	10番	石橋 弘嗣

農地利用最適化推進委員	5人	1番	久保田 章
		2番	富田 憲一
		4番	石井 悦史
		5番	大滝 與鷹
		6番	平田 秀行

欠席委員	1人	3番	皆川 佳広
------	----	----	-------

4. 議事日程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名
- 4 議題

議案第 1 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1 件
議案第 2 号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	1 件
報告第 1 号	農地法第 4 条又は第 5 条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	2 8 件
報告第 2 号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	5 件

5. 農業委員会事務局職員

局 長	藤城 久保
次 長	秀谷 康久
副 主 幹	沼田 武
書 記	芦田 祥子

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	ただいまより、令和6年度第8回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の定例総会の出席状況でございますが、皆川推進委員より欠席の連絡を受けております。農業委員10名中10名、推進委員6名中5名出席しております。 農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。 それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。 市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	それでは、1番の板橋委員、2番の石井宏委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の沼田副主幹、芦田書記を指名いたします。 次に、来月分の付託調査班を指名いたします。 農地関係は、第1班で、1番の板橋委員、2番の石井 宏委員です。 農政関係は、第3班で、5番の太田委員、6番の山野委員です。 なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。 それでは、議案第1号から議案第2号までと、報告第1号から報告第2

事 務 局 長	号までを議題といたします。 慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。 議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案第1号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について説明いたします。 議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。 被相続人及び相続人が 租税特別措置法 第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和6年10月21日付けで 相続人である申請者から「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の証明願が提出されました。 対象となる「特例適用農地」は、稲越1丁目にあります農地5筆で、面積の合計は 2,637平方メートル、登記上の地目及び現況は「畑」でございます。 なお、特例適用農地に係る相続開始日は令和6年3月2日でございます。 事務局からの説明は以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。
議席4番の委員	議案第1号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について、調査報告をいたします。

	現地調査は、令和6年10月29日に 調査班 第2班2名と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 これまで、被相続人である申請者の父が農業経営を行ってきたのですが、申請者が特例適用農地を相続し、親族で農業を引き継いでいくということです。 対象となる特例適用農地の所在等について、千葉県立国分高等学校から800メートルほど北に位置した稲越1丁目の畑5筆で、即時、耕作が可能な状態であること、申請者を中心に肥培管理していくことを確認しております。 また、面積の合計は2,637平方メートルであることを公簿等にて確認しております。 今後は「枝豆」を主に栽培し、直売所で販売していく予定であることを確認しております。 調査班といたしましては、申請者を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。 報告は以上でございます。
議 長	第2班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
議席5番の推進委員	相続人は、会社員となっていますね。 農業にはどの位の日数従事していますか？
事 務 局	お答えいたします。 議案書1ページをお願いいたします。 この方は月曜日から金曜日まで会社員として勤務されており、土曜日、日曜日及び祝日を中心に相続前から農業に従事していらっしゃいます。 また、ご親族数名も農業に従事しているとの事です。

議席 9 番の委員	地図の黒く塗りつぶした意図は何ですか？
事 務 局	今回の申請地とは関係ございません。
議 長	他に質問ございますか？
各 委 員	なし
議 長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第 1 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号は全会一致により証明することと決定いたします。 次に議案第 2 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、1 件ございます。
事 務 局 長	事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案第 2 号 「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認」についてご説明いたします。議案書の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。 租税特別措置法 第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく相続税の納税猶予に係る特例農地等の適用を受けた者が、20 年間、自作営農することで同法第 70 条の 6 第 5 項の規定により納税が免除されることから、特例

議長 議席3番の委員	農地等の利用状況を確認すべく令和6年8月16日付で東京国税局長から市川市農業委員長あてに確認書の提出を求められたものです。 対象となります特例農地等は「大町」にあり、登記上の地目は「畑」、「山林」で、現況はすべて「畑」の計9筆、面積の合計は16,048平方メートルでございます。 次に、東京国税局から求められております確認事項についてご説明いたします。 農地における譲渡や地目等の変更はありませんでした。 納税猶予適用後の特例農地等を 1. 自ら所有し、自ら農地として使用している 2. 自ら農地として使用していない 3. 譲渡等により、現在、所有していない この3つから選択することになっており、第2班の農業委員に調査していただいております。 なお、回答期限は令和6年12月20日となっております。 事務局からの説明は以上でございます。 続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。 議案第2号 「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認」について、調査報告をいたします。 令和6年10月29日に第2班と地区担当の農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。
--------------------------	--

	調査の対象となりました特例農地等の所有者は大町在住の方です。 特例農地等は大町で、利用状況につきまして、8筆は「梨畑」として「自ら農地として使用」していることを確認しております。 1筆は、雑草を刈り取り、肥培管理していくとの所有者から申し出がありました。 このことから、「自ら所有し、自ら農地として使用」していると回答することが相当と判断いたします。 報告は以上でございます。
議 長	第2班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
議席9番の委員	特例農地の利用状況の確認について、今まではそれぞれの税務署からの照会であり、東京国税局からの照会はなかったように思いますが。
事 務 局	今回は、東京国税局からの照会でした。
議 長	他に質問ございませんか。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、調査報告のとおり回答することに、ご異議ございませんか。

各 議 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号は、全会一致により調査報告のとおり回答することと、決定いたします。 以上で議案の審議は終了いたしました。 次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」（事務局長専決分）、28件ございます。 事務局より報告いたします。
事務局次長	「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。 議案書の5ページをお願いいたします。 今回の報告は、令和6年10月1日から10月25日までに届出がされたものであり、 農地法第4条の届出は、 9件、10筆、2,583.00平方メートル 第5条の届出は、 19件、26筆、8,737.49平方メートル 第4条と第5条の合計は、 28件、36筆、転用面積は、11,320.49平方メートルとなります。 なお、詳細につきましては6ページから11ページまでの記載のとおりです。 報告は、以上でございます。

議 長	報告事項でございますので、ご了承をお願いいたします。 次に、報告第 2 号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、5 件ございます。 事務局より報告いたします。
事務局次長	報告第 2 号 「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、報告いたします。 議案書の 13 ページ、14 ページをお願いいたします。 本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、「相続税の納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出する際に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付する必要があります。 令和 6 年 9 月 3 日から令和 6 年 10 月 4 日までの間に申請がありました 5 件において、現地調査等を実施し、証明書の交付要件を満たしていることを確認したうえで証明書を発行いたしました。 報告は以上でございます。
議 長	報告事項でございますので、ご了承をお願いいたします。 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。 これで、令和 6 年度第 8 回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 石 橋 弘 嗣

委 員 小 沢 伊 知 郎

委 員 太 田 裕 士
